SusHi Tech Tokyo 実行委員会会則

（目　的）

第１条　この会則は、SusHi Tech Tokyo 実行委員会設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき設置された、SusHi Tech Tokyo 実行委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項を定める。

（定足数）

第２条　委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

（代理出席）

第３条　委員が出席できない場合は、委任状（様式）により代理人をたてることができる。

（議決事項）

第４条　委員会は、次の事項を議決する。

（１）会則の制定及び改廃に関する事項。

（２）事業計画の策定及び事業報告の承認に関する事項。

（３）予算の編成及び決算の承認に関する事項。

（４）委員の任命及び解任に関する事項。

（５）委員会の解散に関する事項。

（６）その他委員会の運営に関する重要な事項に関する事項。

２　議決事項は、出席した委員（代理出席を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

３　委員長が必要と認める場合は、事前に送付した議案に対し書面又は電磁的方法をもって評決し、委員会の議決に代えることができる。

４　委員会は、オンライン会議システムを用いて開催することができるものとする。

（有識者からの意見聴取）

第５条　委員長は、委員会の議事に関して、専門的な知見・経験を有する者から意見を聴く必要があると認めるときは、委員の過半数の同意を得て、その者を委員会に参加させることができる。

（経　費）

第６条　委員会の運営に必要な経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

（謝金の支払い）

第７条　事務局は、実行委員会の委員に定める者であって実行委員会に出席した者に対し、謝金を支払うことができる。この場合、謝金額については、東京都総務局外部講師謝金支払基準に準じて支払う。このことは、第５条により参加を許した有識者についても同

様とする。

（残余財産）
第８条　委員会が解散するときに存する残余財産は、東京都の負担金の残余として東京都に返還する。

（財産の非分配）
第９条　委員は、退任、解任その他理由のいかんを問わず、本委員会の財産について分配または払戻しを請求することができない。

（補　則）
第10条　この会則に定めるもののほか、この会則の施行に必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則
この会則は令和８年７月７日から施行する。

様式

委　任　状

（SusHi Tech Tokyo 実行委員会）

（代　理　人）

団体・職名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記のものを代理人と定め、委任します。

年　　月　　日

（委任者）

団体・職名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿